©宮城県・旭プロダクション

第12号
令和7年
3月号

セーフティ１２３通信

発行：宮城県・みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン実行委員会

「セーフティ123通信」は、交通安全キャンペーン
「セーフティ123」の参加者を応援する情報紙です。

宮城県内を走るドライバーのみなさん！安全運転してますか？

事故事例から学ぶ安全運転　　テーマ　「横断歩道がない交差点で」

【事故概要】
横断歩道がない交差点で、道路を渡ろうとしている歩行者を見つけたが、車の接近に気づいて渡るのをやめるだろうと考え、そのまま進行したところ、横断してきた歩行者と衝突したもの。

ドライバー語録

「何で無理に道路を渡るんだよ。危ないじゃないか！」
「車が近づいて来るの分かるでしょ。」

「横断歩道がない場所を渡るのはダメなんじゃないの？」

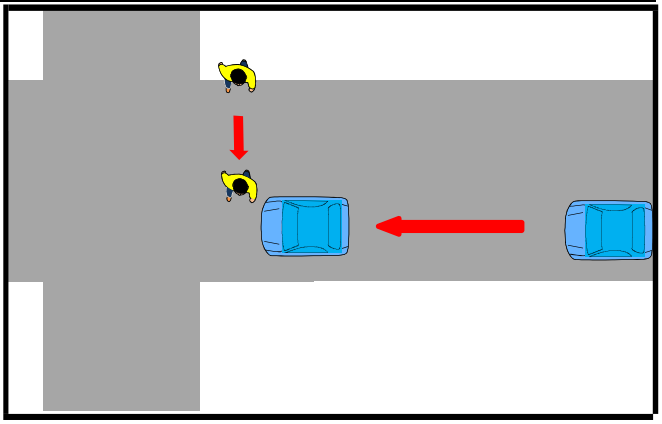

「歩行者優先」で！

道路交通法では、「交差点や交差点の近くの**横断歩道のない場所**で、歩行者が道路を横断しているときは、歩行者の通行を妨げてはならない」と規定されています。

また、歩行者の側方を通過するときは安全な間隔を保ち、子供や高齢者、身体の不自由な方等が道路を通行しているときは一時停止または徐行をして、その通行を妨げないようにしなければなりません。**横断歩道がある場所**はもちろん、横断歩道がない場所であっても、「**歩行者優先**」が大原則です。

危険を感じたら、まずは減速を！

危険を感じた際の対応には、「ハンドル操作」と「ブレーキ(減速)」がありますが、最初に選択してほしいのは「ブレーキ(減速)」です。「ハンドル操作」だけでの回避は、そのままの速度でクルマが進んで行きますが、「ブレーキ(減速)」を踏めば、クルマの速度が落ち、察知した危険場所までの到達時間が長くなり、その分、気持ちにも余裕が生まれます。当然、危険の度合いによってはハンドル操作とブレーキを併用すべき場合も考えられます。

こどもを事故から守ろう！

児童・生徒の登下校時や放課後などは、こどもが急に飛び出したり、予測がつかない行動をとる場合があるので、細心の注意と安全運転に心がけ、みんなで交通事故ゼロを目指しましょう。

第３２回セーフティ１２３キャンペーンのお知らせ

運転免許を持っている方が３人でチームを組み、１２３日間、正しい交通ルールと模範運転を実践し、無事故・無違反に挑戦する、県民参加型の交通安全キャンペーン「第３２回セーフティ１２３キャンペーン」を今年も実施します。

◎　募集期間：令和７年５月１日（木）から６月１４日（土）までの期間

◎　実施期間：令和７年６月１５日（日）から１０月１５日（水）までの１２３日間

※　参加申込み方法は、令和７年４月下旬から、県庁、県合同庁舎、市役所、町村役場、警察署に備え置きます「応募申込パンフレット」をご覧の上、お申し込みください。

後部座席でのシートベルト着用も義務です

自動車に乗ったら後部座席を含む全ての座席でシートベルトを着用しましょう。
後部座席のシートベルト着用は全ての道路で義務です。
後部座席でシートベルトを着用せずに交通事故に遭った場合、以下のような危険性があります。

○ **車内で全身を強打する可能性があります。**
交通事故の衝撃により、すさまじい力で前席や天井、ドア等にたたきつけられることになります。

○ **車外に放り出される可能性があります。**
衝突の勢いが激しい場合、後席から車外に放り出されることがあります。車外に放り出されると、硬いアスファルトに体をぶつけたり、後続車両にひかれることで、最悪の場合は命を落とします。

○ **前席の人が被害を受ける可能性があります。**
衝突の勢いで後席の人が前方に投げ出されると、前席の人はシートとエアバッグで挟まれ、頭などに大けがをすることがあります。

事故時の被害を軽減するため、シートベルトを正しく着用しましょう。

宮城県春の交通安全県民総ぐるみ運動について

○　目的
広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、地域、職域における道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

○　実施期間
令和７年４月６日（日）から４月15日（火）まで
※　４月10日（木）は交通事故死ゼロを目指す日です。

運動重点など詳細については、下記ホームページを御覧下さい。
https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/soukou/07harukoutuuannzenn.html